

5 高齢者の人権

【人権施策基本方針における目指す姿】

高齢者が敬愛されつつ生きがいを持ち、安心して日常生活を営める社会の実現

【当該分野の人権施策が寄与すると考えられるSDGsの目標（ゴール）】



【現状と課題】

- 本県は、全国に先駆けて高齢化が進展しており、令和2（2020）年4月末現在の65歳以上の高齢者数は約17万7千人、高齢化率は約32%となっています。令和27（2045）年には人口減少により高齢化率は39%近くまで上昇すると見込まれており、高齢者の単身・夫婦世帯が増加し、要介護認定者数も増加していくと思われます。また、県内には令和2年4月現在、約2万2千人の認知症の方がいると推計され、こちらも高齢化の進展に伴い、今後増加する見込みです。
- 高齢者の多くは、元気で自立した生活を送っていますが、地域社会の重要な一員として積極的に役割を果たし、生涯を健康で生きがいを持ちながら暮らしていくことができる地域づくりが求められています。
- 一方で、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯の増加により、家族で介護する機能が低下してきている、あるいは高齢者の社会的孤立や生活不安を招いているなどといった問題もあります。
- 鳥取県人権意識調査（令和2年5月）によると、「災害時に地域の高齢者や障がいのある人の避難についても気を配ることができる」について、「できる」「どちらかといえばできる」と答えた人の割合は67.3%、「できない」「どちらかといえばできない」と答えた人の割合は14.9%となっています。
- 自治会や地域住民による見守り（地域支え愛活動）を推進するとともに、介護が必要な状態となっても、高齢者が住み慣れた家庭や地域の中で安心して生活できるよう医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築に向けた取組を進めていく必要があります。
- 近年、日常的な金銭管理をはじめとした福祉サービスの利用の援助を必要とする判断能力が不十分な高齢者において、問題の複雑化や同一世帯における複合的な問題等が増加傾向です。また、高齢者の介護を行っている家族や介護施設の従事者等による介護放棄、身体的・心理的・経済的な虐待、さらには身体拘束が高齢者の人権に関わる深刻な問題として表面化しています。
- 高齢者の総合相談は、各市町村の設置する地域包括支援センターが受付けています。また、介護保険サービス上の苦情に対しては、国民健康保険団体連合会が窓口を設置して対応しています。必要な体制は整えられていますが、このような窓口の存在をさらに周知していくことが必要です。

○高齢者の虐待について、厚生労働省が取りまとめた全国調査「高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果（鳥取県分）」によると、令和元（2020）年度の県内の要介護施設従事者等による虐待として事実確認された事例が5件、養護者による虐待と判断された事例が72件で、主に家庭内における養護者による虐待でした。（夫・妻27.3%、息子31.2%、娘15.6%、息子・娘の配偶者10.4%、孫10.4%、その他5.2%）

○市町村における高齢者虐待の防止に向けた対応については、高齢者虐待の対応窓口の住民への周知、独自の高齢者虐待対応のマニュアル・指針、対応フロー図等の作成など、取組は徐々に進んでいます。県は市町村・地域包括支援センター、施設従事者等を対象とした研修の実施など、引き続き支援していく必要があります。

○虐待の相談・通報窓口として、市町村の高齢者福祉担当課や地域包括支援センターがあります。また、判断能力の不十分な人たちの権利擁護を支援し、地域住民で主体的に支え合う「支え愛」のまちづくりを推進するために、県内3か所（東・中・西部）に成年後見支援センターが設立されました。

○今後、成年後見制度の需要が増大し、成年後見を行うことができる専門職の不足が見込まれる中、各市町村社会福祉協議会との連携体制の充実や市民後見人（※）の育成及び活用を図っていく必要があります。

※市民後見人とは、認知症や知的障がいなどで判断能力が不十分な人に、弁護士や司法書士などの資格を持たない、親族以外の同じ地域に住む市民による後見人であり、市町村や市町村社協等の支援をうけて、財産の管理や介護契約などの後見業務を適正に担います。

○高齢者虐待を防止するには、虐待がどのようにして起きるのか、また、それはどのようにして知ることができるのかを家族や地域住民も理解することが必要であり、地域に生活する住民の意識向上とそれに基づく行動が大切です。

○鳥取県人権意識調査（令和2年5月）によると、「高齢者の人権や命が軽んじられたりする風潮に不満がある」については、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた人の割合は53.6%、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と答えた人の割合は31.0%となっています。

○今後も継続して、高齢者の人権について、正しい知識と理解の普及を促進し、認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加に伴い需要が増大している成年後見制度の利用促進に向けた市町村等の取組の支援を図りながら、高齢者に対するあらゆる虐待、身体拘束の根絶に向けた推進体制の充実や関係機関との連携の強化に努める必要があります。

【施策の基本的方向】

（1）教育・啓発の推進

学校教育では、「高齢者のための国連原則（5つの原則＝自立、参加、ケア、自己実現、尊厳）」を踏まえながら、高齢者の持つ豊かな知識や経験を児童生徒との交流学习や地域の活動の中で伝えたり、高齢者を取り巻く様々な社会保障制度についての理解を深めたりしていくことを通して、共に生きていこうとする態度を育てる教育の推進に努めます。

社会教育では、「高齢者のための国連原則」を踏まえながら、社会保障制度やユニバーサルデザイン等への理解を深めるなど、高齢者の自己実現を図る教育の取組の充実に努めます。

長年にわたり社会を支え、貢献してきた高齢者に対し、敬意を持って接するとともに、その培った知識や経験を地域社会の中で発揮し、積極的な役割を果たすことが重要であることを正しく理解できるよう敬老意識の醸成に努めます。

(2) 相談支援体制の充実

高齢者の様々な相談や支援を行っている地域包括支援センターや国民健康保険団体連合会に設置された介護サービス上の苦情の窓口の周知に努めるとともに、その相談支援体制の充実に図ります。

また、認知症の人やその家族の電話相談（コールセンター）や訪問相談を実施するなど、本人・家族への支援を行います。

(3) 社会参加・健康づくりの推進

高齢者がシニアボランティアとして活動していただく仕組づくりや、専門的な知識・技能・資格や趣味活動などの特技を活かし多様に活躍できる仕組づくりに取り組むことにより、「楽しみながら働きたい」、「目的を持って過ごしたい」、「自分の技能を活かしたい」といった欲求に応じた生きがい就労等を進めます。

また、スポーツ大会の開催等による生きがいづくりや地域の特色を生かした介護予防体操（ご当地体操）などをツールとした介護予防の普及に取り組みます。

老人クラブは、高齢者自らの生きがいを高め健康づくりを進める活動やボランティアなど地域を豊かにする各種活動を行っています。これらの活動に対する支援を行うとともに、一層の能力発揮が期待される若手高齢者の組織化や加入促進を図る取組を支援します。

(4) 福祉サービスの質の向上

介護従事者等が地域で積極的に事例検討会や研修会を開催し、互いに切磋琢磨しあう環境づくりを進めることにより、介護サービスやケアマネジメントの質の向上を図ります。

必要なサービスや質の高いサービスが提供されるよう、介護サービスの情報を公表し、介護サービス等の適正化を推進します。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、医療と福祉の連携が重要であることから、「顔の見える関係づくり」をさらに広めるための意見交換会や研修会等の開催により、連携のためのルールづくり等を支援します。

(5) 暮らしやすいまちづくりの推進

県内におけるボランティアや自治会などによる住民参加型のネットワークづくりを進め、住民全体でお互いに支え合いながら暮らしていくことのできる地域づくりを推進するとともに、住み慣れた地域の中で、安心・安全な生活が継続できるよう医療・介護・生活支援等が一体的に提供される体制の構築を推進します。

さらに、判断能力が不十分な方々の権利を守るため、成年後見制度についての普及啓発に取り組むとともに、新たな担い手確保のため、市町村社協等による法人後見の取組の促進、市民後見人の育成及び活用に向けた取組など、成年後見制度を円滑に機能させていくための仕組みづくりを推進し、制度の利用を促進します。

(6) 認知症関連施策の充実

認知症疾患医療センター（県内5カ所）による認知症専門医療の充実、医療福祉連携の推進、専門相談の充実を図るとともに、医療関係者及び福祉関係者が多職種協働により質の高い認知症ケアを実現できるよう研修を実施します。

認知症の人が安心して暮らせるまちづくりの実現のため、民間との協働により、認知症サポーター（認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者）を養成するとともに、認知症サポーターが継続的に地域で活動するグループをチームオレンジとして、市町村での設置を促進します。また、認知症の人に対する見守り体制や、認知症SOSネットワークの構築、地域資源マップづくりなど、県内の先駆的モデルとなる市町村の取組を支援します。

さらに、若年性認知症の当事者が集い、情報交換等を行う場の設置を促進するとともに、若年性認知症の人を支援する支援員の養成や、認知症の確定診断後の本人への相談支援強化として、認知症疾患医療センターと連携しピアサポートを行います。また、若年性認知症サポートセンターを設置し、若年性認知症対策に十分な支援を図っていきます。

(7) 高齢者虐待防止対策等の充実

高齢者虐待を防止するためには、早い段階で高齢者やその養護者の様子から、介護疲れや介護の困難さといった、高齢者や養護者が発するSOSを的確に把握し対応することが必要です。そのため、地域住民等の協力による継続的な見守り活動や関係機関等との連携協力等の推進や虐待防止への啓発活動を行っていきます。

現在、市町村が実施している虐待防止・早期発見の先駆的事例等を広く共有し、実践につなげるよう、地域包括支援センター職員等に対する研修会の開催や情報提供を行います。

また、県内3カ所（東部・中部・西部）に設置された成年後見支援センターの活動を支援するとともに、認知症の介護経験者や専門家が対応する電話相談（コールセンター）や訪問相談を実施するなど、家族への支援を行います。